



2024年6月13日

各 位

会社名 東洋テック株式会社
コード番号 9686
代表者名 代表取締役社長 池田 博之
上場取引所 東証スタンダード
問合せ先 常務執行役員
管理本部長 入浦 直仁
(TEL 06-6563-2111)

(開示事項の変更) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 に関する契約内容の一部変更のお知らせ

当社は、2018年6月21日、2019年6月14日、2020年6月18日、2021年6月18日、2022年6月17日、2023年6月16日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「原開示」と総称します。)にてお知らせしたとおり、当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下「対象取締役等」と総称します。)に対して譲渡制限付株式を付与しておりますが、本日開催の取締役会において、下記のとおり、原開示にてお知らせした当社と対象取締役等との間の「譲渡制限付株式割当契約」の内容を一部変更する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式付与にあたりましては、対象取締役等との間で、原開示の「3. 本割当契約の概要」に記載された下記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しておりました。

記

- (ア) 対象取締役等が、任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く)により、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除すること。
- (イ) 対象取締役等が死亡により退任又は退職した場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって譲渡制限を解除すること。

以上

しかしながら、対象取締役等が死亡により退任又は退職した場合に、他の場合と異なる取扱いをするべき理由はないこと、及び当社として、譲渡制限付株式報酬制度において割り当てられた株式の譲渡制限を解除すべき場合に関し、改めての整理を行ったことに伴い、契約文言を変更する必要性が生じたことから、過去の締結済み契約について内容の一部を変更することといたしました。

2. 変更の内容

原開示の「3. 本割当契約の概要」における以下の箇所を変更いたします。なお、以下に記載している変更箇所その他文言上の軽微な修正を除き、契約内容に変更はありません。

(変更前)

(3) ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、本譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、本譲渡制限を解除する。

(変更後)

(3) ①譲渡制限の解除時期

次のいずれかの事由が生じた場合には、事由が生じた直後の時点をもって、本譲渡制限を解除する。

- (i) 対象取締役等が、当社の代表取締役若しくは監査役、又は当社の子会社の取締役会長若しくは監査役の地位にある場合に、任期満了その他の正当な事由（対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により、当該役職を退任し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役（ただし、顧問若しくは相談役に関しては、当該就任後は当社若しくは当社の子会社の経営に関与しない場合に限る。以下、特段の注記がない限り本項において同じ。）に就任した場合
- (ii) 対象取締役等が、当社の取締役（代表取締役を除く。）若しくは取締役を兼務しない執行役員、又は当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員の地位にある場合に、定年により、当該役職を退任し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役に就任した場合
- (iii) 対象取締役等が、当社の子会社の取締役（取締役会長を除く。）の地位にある場合に、定年となった日（同日を含む。）以降に、任期満了若しくは定年その他の正当な事由により、当該役職を退任し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役に就任した場合
- (iv) 対象取締役等が、当社若しくは当社の子会社の顧問若しくは相談役（当該顧問若しくは相談役は、当社若しくは当社の子会社の経営に関与する者を含む。）の地位にある場合に、任期満了若しくは定年その他の正当な事由により、当該役職を退職し、当社若しくは当社の子会社の使用人又は顧問若しくは相談役（顧問若しくは相談役に関しては、当該時点で顧問若しくは相談役となっている会社の顧問若しくは相談役を除く。）に就任した場合
- (v) 対象取締役等が、当社若しくは当社の子会社の使用人の地位にある場合に、(a)定年を迎え、その後も引き続き当該会社の使用人として勤務する場合、又は(b)定年となった日（同日を含む。）以降に、契約期間の満了若しくは定年その他の正当な事由により、当該役職を退職し、当社若しくは当社の子会社の使用人（使用人に関しては、当該時点で使用人となっている会社の使用人を除く。）又は顧問若しくは相談役に就任した場合
- (vi) 前各号に定めるほか、対象取締役等が任期満了若しくは定年その他の正当な事由により、当社若しくは当社の子会社の取締役、執行役、監査役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問若しくは相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任若しくは退職（死亡による退任若しくは退職を含む。）した場合

3. 変更時期

2024年7月3日付で、当社と対象取締役等との間で変更契約書を締結する予定です。

以 上